

原料費調整制度に基づく令和6年5月検針分のガス料金について

令和 6年 5月
魚沼市ガス水道局

魚沼市のガス料金は、「原料費調整制度」に基づいて、調整単位料金（使用料金）を調整させていただいております。5月検針分の原料費調整額は、令和5年12月～令和6年2月の輸入ガス平均原料価格に基づいた金額から電気・ガス激変緩和対策事業の政府支援を踏まえた値引きにより、35.90円となります。

【ガス料金 = 基本料金 + (基準単位料金 ± 原料費調整額 - 値引き単価15円) × 使用量】
各月検針分に適用する調整額につきましては、各月検針時の「使用量のお知らせ」にも表示しております。

1. 令和6年5月検針分 ガス料金（一般契約）
各月の使用量に応じてA～Cの各料金が適用されます。

区 分	1カ月の使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金 (税込)		
			基準単位料金	原料費調整額	計
料金表 A	0 m ³ ～25 m ³	550.00 円	117.26 円	35.90 円	153.16 円
料金表 B	25 m ³ 超～250 m ³	605.00 円	115.06 円		150.96 円
料金表 C	250 m ³ 超～	1,155.00 円	112.86 円		148.76 円

※ 一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に基準単位料金に対して1 m³当たり35.90円（税込）加算して調整いたします。

2. 標準家庭における5月検針分（令和6年6月請求分）

一般契約で1か月のご使用量が42 m ³ の場合（消費税込）	令和6年5月検針調整額適用料金 6,945 円
-------------------------------------------	----------------------------

3. 直近1年間の輸入ガス平均原料価格と原料費調整額等の推移

検針月	対象期間	平均原料 価格 (円/t)	対象期間最 終月単月原 料価格(円 /t)	原料価格 変動額(円)	原料費調 整額(円)	調整単位料金(円)		
						0m ³ ～25m ³	25m ³ 超～ 250m ³	250m ³ 超 ～
令和6年5月 (消費税率10%)	令和5年12月～ 令和6年2月	100,710	99,140	60,100	35.90	153.16	150.96	148.76
令和6年4月 (消費税率10%)	令和5年11月～ 令和6年1月	98,930	101,878	58,300	34.38	151.64	149.44	147.24
令和6年3月 (消費税率10%)	令和5年10月～ 令和5年12月	95,660	101,068	55,100	31.66	148.92	146.72	144.52
令和6年2月 (消費税率10%)	令和5年9月～ 令和5年11月	90,700	92,642	50,100	27.43	144.69	142.49	140.29
令和6年1月 (消費税率10%)	令和5年8月～ 令和5年10月	89,220	91,754	48,600	26.16	143.42	141.22	139.02
令和5年12月 (消費税率10%)	令和5年7月～ 令和5年9月	88,310	87,657	47,700	25.40	142.66	140.46	138.26
令和5年11月 (消費税率10%)	令和5年6月～ 令和5年8月	88,170	88,270	47,600	25.31	142.57	140.37	138.17
令和5年10月 (消費税率10%)	令和5年5月～ 令和5年7月	88,550	89,046	47,900	25.57	142.83	140.63	138.43
令和5年9月 (消費税率10%)	令和5年4月～ 令和5年6月	89,880	87,052	49,300	11.75	129.01	126.81	124.61
令和5年8月 (消費税率10%)	令和5年3月～ 令和5年5月	96,260	89,461	55,700	17.17	134.43	132.23	130.03
令和5年7月 (消費税率10%)	令和5年2月～ 令和5年4月	106,860	93,160	66,300	26.15	143.41	141.21	139.01
令和5年6月 (消費税率10%)	令和5年1月～ 令和5年3月	117,760	104,212	77,200	35.38	152.64	150.44	148.24
令和5年5月 (消費税率10%)	令和4年12月～ 令和5年2月	127,260	118,935	86,700	43.43	160.69	158.49	156.29

■ 原料費調整額の算定

魚沼市ガス供給条例第23条の2 平均原料価格が基準平均原料価格以上のときの算式による

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 100,710 \text{ 円} - 40,560 \text{ 円} = 60,150 \text{ 円} \approx 60,100 \text{ 円} \\ &\quad \text{(毎月固定)} \quad \quad \quad \text{(100円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

以下、一般契約の料金表Bで計算

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 115.06 \text{ 円} + 0.077\text{円} \times 60,100 \text{ 円/t} \div 100\text{円} \times (1 + 0.10) \\ &\quad \text{(毎月固定)} \\ &= 165.96 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{原料費調整額} &= \text{調整単位料金} - \text{基準単位料金} \\ &= 165.96 \text{ 円} - 115.06 \text{ 円} \\ &= 50.90 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{値引き後の原料費調整額} &= \text{原料費調整額} - \text{値引き単価} \\ &= 50.90 \text{ 円} - 15.00 \text{ 円} \\ &= 35.90 \text{ 円} \end{aligned}$$

※電気・ガス料金激変緩和対策事業の詳細は、資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)